

取扱注記

甲 乙 丙

文書番号	整理番号
------	------

昭和58年3月16日起案 昭和58年3月29日決裁 昭和 年 月 日 発送完結

市長	助役 飯泉助役 佐藤助役 宮原助役	種別及び類別			
		文書主任	净書	照合	公印承認
主管局長 専任主任	次長 幹	課長 主幹	係長	起案者	
部課計画課長	総務部長	総務課長		TEL 7038	
企画戦略部長					
港湾局長					
総務局長					

三菱重工業株式会社横浜造船所横浜

工場跡地開発に関する協定の締結

について(同)

今般 横浜市西区緑町1番1号ほかに所在する標記の跡地についての配分が確定することになりましたので、住宅・都市整備公団施行

の土地区画整理事業等の跡地開発について、
相互に協力していくため、別紙案により、三菱重
工業株式会社及び三菱地所株式会社と協定
書を締結してよろしいが。

(案)

重
易定

協定書

横浜市

三菱重工业株式会社

三菱地所株式会社

横浜市(以下「甲」という。)と三菱重工業株式会社(以下「乙」という。)と三菱地所株式会社(以下「丙」という。)とは、乙の横浜造船所横浜工場移転跡地(以下「跡地」という。)の開発に關し、次の通り協定を締結する。

(街づくりの促進)

第一条 甲は、跡地及びその周辺が新しい都心の核にふさわしい地区となるよう「みなとみらい21」事業の趣旨に沿って、跡地における街づくりの促進に努めるものとする。

乙 丙及び丙は、甲の「みなとみらい21」事業の趣旨に沿って、跡地における街づくりの促進に努めるものとする。

(基盤整備等)

第二条 跡地を中心とした基盤整備は、住宅・都市整備公团施行の土地区画整理事業(以下「本事業」という。)並びに甲施行の港湾整備事業及び臨海部土地造成事業により実施されるものとする。

乙 甲、乙及び丙は、前項の基盤整備事業の実施に当り、跡地の有効な開発に必要なとする用地の取扱について、別途協議するものとする。

3 甲、乙及び丙は、~~前項~~のうち、本事業の区域外の部分については、その利用方法を別途協議するものとする。

(土地利用等)

第3条 乙及び丙は、土地利用等に当り、「みなし区域」事業の推進に必要なとする公共公益的施設の設置及び横浜経済の振興について配慮するものとする。

(協議)

第4条 本協定書の履行に關し、必要な事項及び疑義の生じた事項について、甲、乙及び丙は協議するものとする。

この協定書の締結を証するため、本書3通

を作成し、甲、乙及び丙は、記名捺印の上、
各自その一通を保有する。

昭和58年 月 日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市

横浜市長 細郷道一

乙 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号

三菱重工業株式会社

取締役社長 末永聰一郎

丙 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

三菱地所株式会社

取締役社長 伊藤達二

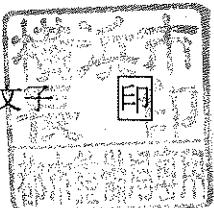
第2号様式（第5条第1号）

開 示 決 定 通 知 書

都み21第31号
平成27年4月23日

田口 俊夫 様

横浜市長 林 文子



平成27年4月14日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る行政文書	(1) 三菱重工業横浜造船所横浜工場の移転とその跡地開発に関する協定の締結について（同） (2) 三菱重工業株式会社横浜造船所横浜工場跡地開発に関する協定の締結について（同）	
2 開示の日時及び場所	日 時	平成27年4月23日 午前・午後4時30分
	場 所	都市整備局 みなとみらい21推進課（市庁舎6階）
3 開示の実施方法	閲覧	
4 担 当 課	都市整備局 みなとみらい21推進課 電話 045（671）3612	
5 備 考		

- （注意） 1 この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においてください。
2 指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。